

山梨県公報

第二千八百二十九号

平成三十年

十月十一日

木曜日

目次

○一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定	……………	五一九
○一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定	……………	五一九
○建築基準法に基づく道路位置指定	……………	五一九
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	……………	五一九
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出	……………	五二〇
○開発行為に関する工事の完了について	……………	五二〇

告示

山梨県告示第三百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 認定番号 山梨県指令建住第二千八百八十六号
- 二 認定対象区域 中央市布施字清水前三百十三番二の一部、三百十五番二、三百十七番二、三百十四番、三百十八番、三百十九番一、三百二十四番一、三百二十五番三及び三百二十六番の一部
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

山梨県告示第三百九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定により一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛

生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 認定番号 山梨県指令建住第二千八百八十八号一
- 二 認定対象区域 南アルプス市鏡中條字反田千百十五番一、千百十五番三、千百十五番四、千百十七番四及び千百十九番
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

山梨県告示第三百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成三十年十月四日
- 二 指定道路の位置 笛吹市春日居町別田字深田町百五十番一
- 三 指定道路の幅員 五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二六・〇三メートル

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成三十年九月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人山梨県防災士会
- 2 代表者の氏名 松村公二
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市大里町二千四百四十一番地一
- 4 定款に記載された目的 この法人は、会員一人一人のスキルアップと地域防災力

の向上を目指し、災害時における支援活動に取組む防災士や市民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成三十年十月一日から同年十一月一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年十月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳及び加藤久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン山梨中央 山梨県中央市下河東字上窪四百

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳 代表取締役 加藤久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

3 変更の年月日 平成三十年五月三十日

三 届出年月日 平成三十年九月十四日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年二月十二日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺百五十一番一及び百五十五番一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上吉田四千八百三十八番地 株式会社タケエイグリーンリサイクル 代表取締役 福嶋慶久